## 公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団賛助会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団(以下「財団」という。)定款第43 条第2項の規定に基づき、賛助会員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

- 第2条 財団の目的及び事業の趣旨に賛同し、入会を希望する個人、法人及びその他の団体は、賛助会員 (以下「会員」という。) になることができる。
- 2 会員は、会議には参画しないものとする。

(入会)

- 第3条 会員の入会は、随時受け付けるものとする。
- 2 会員になろうとする者は、賛助会員入会申込書(第1号様式)に第5条に規定する年会費を添えて理事長に提出するものとする。

(会員資格)

第4条 会員資格は、1年間(4月1日から翌年3月31日まで)とする。ただし、新規に入会の年は、年会費の入金が確認された日から翌年3月31日(入金確認日が、1月から3月までの場合は当年3月31日)までとする。なお、第7条第1項に規定する賛助会員退会届(第2号様式)の提出がない場合は、当該年度の年会費を納入することで会員資格を継続するものとする。

(年会費)

- 第5条 年会費は、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 個人会員は、年額1、000円を1口とし、1口以上
  - (2) 法人及びその他の団体会員は、年額10、000円を1口とし、1口以上
- 2 前項に規定する口数は、これを制限しないものとする。
- 3 年会費は、財団の指定口座に振り込むことにより、納入するものとする。ただし、財団事務局に現金 を持参することを妨げない。
- 4 年会費は、毎年8月末日までに納入するものとする。ただし、新規会員の年会費の納入は随時とし、 年度の途中に入会する場合であっても、当該年度分の全額を納入するものとする。

(年会費の使途)

第6条 年会費は、当該年度の公益目的事業に使用するものとする。

(退会)

- 第7条 退会しようとする会員は、賛助会員退会届(第2号様式)を理事長に提出することにより、任意 に退会することができる。
- 2 納入した年会費は、いかなる理由があっても、これを返還しないものとする。
- 3 年会費の納入が第5条第4項に規定する期限までにない場合は、退会したものとみなす。 (委任)
- 第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

付 則(令和3年11月8日議案第9号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

付則(令和5年9月27日議案第11号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年10月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この規程施行前の会員は、個人については個人会員と、法人及びその他の団体については法人及びその他の団体会員とみなす。
- 3 この規程の施行の際、現に加入している会員の令和5年度分の年会費は、12月末日までに納入するもとする。